

大阪市立図書館広告募集要項

別紙

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称・所在地等

番号	施設名称	所在地	電話番号	広告施設	(参考) 令和6年度 入館者数
1	中央図書館	西区北堀江4丁目3番2号	06-6539-3315	1階自動販売機コーナー横	1,003,316人
2	福島図書館	福島区吉野3丁目17番23号	06-6468-2336	5階建の3階部分	196,422人
3	島之内図書館	中央区島之内2丁目12番31号	06-6211-3645	地上5階地下1階建の3階部分	104,182人
4	港図書館	港区磯路1丁目7番17号	06-6576-2346	9階建の4階部分及び5階の一部	175,568人
5	天王寺図書館	天王寺区上之宮町4番47号	06-6771-2840	2階建単独館	176,759人
6	浪速図書館	浪速区敷津西1丁目5番23号	06-6632-4946	2階建ての1階部分	86,195人
7	西淀川図書館	西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6474-7900	地上5階地下2階建の地下1階部分	131,186人
8	東淀川図書館	東淀川区東淡路1丁目4番53号	06-6323-5476	地上4階地下1階建の3階部分	155,625人
9	東成図書館	東成区大今里西3丁目2番17号	06-6972-0727	地上8階地下1階建の8階部分	141,725人
10	旭図書館	旭区中宮1丁目11番14号	06-6955-0307	地上4階地下1階建の1階部分	302,411人
11	城東図書館	城東区中央3丁目5番45号	06-6933-0350	地上4階地下1階建の4階部分	299,760人
12	鶴見図書館	鶴見区横堤5丁目3番15号	06-6913-0772	地上8階地下1階建の1階部分	310,430人
13	阿倍野図書館	阿倍野区阿倍野筋4丁目19番118号	06-6656-1009	地上12階地下1階建の3階部分	239,609人
14	住之江図書館	住之江区南加賀屋3丁目1番20号	06-6683-2788	3階建の3階部分	117,882人
15	住吉図書館	住吉区南住吉3丁目15番57号	06-6606-4946	2階建ての1階部分	279,448人
16	東住吉図書館	東住吉区東田辺2丁目11番28号	06-6699-7000	3階建の3階部分	147,648人
17	平野図書館	平野区平野東1丁目8番2号	06-6793-0881	2階建単独館	173,241人

(2) 利用時間

(中央図書館)

月曜日～金曜日 (第1・3木曜日は休館) 午前9時15分～午後8時30分

土曜日、日曜日、祝休日 午前9時15分～午後5時

※毎月第1・3木曜日(国民の祝日と休日にあたる場合は開館)、年末年始(12月28日～1月4日)、
蔵書点検期間(年間8日間)は休館です。

(地域図書館)

火曜日～金曜日 (第3木曜日を除く) 午前10時～午後7時

土曜日、日曜日、祝休日 午前10時～午後5時

※月曜日 (国民の祝日と休日にあたる場合は開館)、毎月第3木曜日、年末年始 (12月28日～1月4日)、蔵書点検期間 (年間6日間) は休館です。

2 募集内容

(1) 広告の媒体・広告内容

最大1平方メートルで設置可能な自立式のものとし、壁掛式のものとは不可とし、また音及び光を発する等、図書館運営に支障をきたすものも設置できません。

(2) 募集箇所数・募集単位

全17図書館 (各図書館において1箇所ずつ) において一括募集しますが、設置箇所数は15箇所以上での提案とします。広告料金については、提案する設置箇所一括での年額広告掲出使用料 (消費税及び地方消費税を含む) をご提案ください。

(3) 設置場所

別紙設置場所参照 (各館とも赤色部分)

(4) 事業者の施設の使用形態

広告媒体を設置する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用します。

(5) 掲出期間

令和8年4月1日以降の広告掲出を許可した日から令和9年3月31日まで (休館日等により施設を閉館している期間も掲出期間に含まれます)。令和9年4月以降も継続して使用しようとする場合は、許可期間満了の3カ月前までに大阪市並びに設置事業者双方から特段の意思表示がない限り、同一内容、同一条件をもって年度ごとに更新することとし、期間については最長令和13年3月31日までとします。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます (本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません)。

(6) 広告媒体の設置

設置にあたっては、必ず事前に中央図書館総務担当と調整し、各図書館の業務に支障をきたさないよう注意すること。

3 必要経費の負担

(1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。

(2) 広告媒体により電気料金等の別途費用が必要な場合は、電気料金等を納付していただきます。電気料等の積算は、設置されるものによって本市で積算します。

(3) 広告媒体の設置、撤去、保守経費など広告の運営にかかる一切の費用は、設置業者の負担とします。

(4) 広告媒体が起因となるトラブルや広告内容などの苦情等の対応は、全て、設置業者の責とし、迅速に対応し

てください。

4 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- (1) 広告掲出にあたっては、関係法令及び「[大阪市広告掲載要綱](#)」、「[大阪市教育委員会事務局等広告掲載要領](#)」を遵守し、事前に中央図書館総務担当の承認を得た上で行ってください。
- (2) 広告掲出にあたり、音及び光が発生するなど、図書館運営に支障が出ることはないよう十分に留意すること。
- (3) 広告媒体の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。設置媒体のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

5 掲載できない広告

[大阪市教育委員会事務局等広告掲載要領](#)第2条及び3条の各号に該当するもの。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

7 申込み方法等

(1) 申込受付期間

令和8年3月4日（水曜日）～令和8年3月23日（月曜日）、午前9時30分～正午、午後1時から午後5時。
なお、土曜日、日曜日、国民の祝日と休日は受付を行いません。

(2) 申込み方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または次の（3）の住所まで送付（令和8年3月23日必着）してください。電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

送付の場合は、「大阪市立図書館広告掲出申込書 在中」と略さず朱書きのうえ、簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。

(3) 申込受付場所

大阪市西区北堀江4丁目3-2（中央図書館4階）中央図書館総務担当

申込みにあたっては、「[大阪市広告掲載要綱](#)」「[大阪市教育委員会事務局等広告掲載要領](#)」を必ず参照してください。

(4) 申込みに必要な書類

①大阪市立図書館広告掲出申込書（別紙様式1・両面印刷）

②企画に関する提案書

設置予定媒体の仕様並びにその他提案する企画内容等がわかるもの（様式は問いません）

(5) その他

本募集要項に関する質問については、質疑書（別紙様式2）を電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の回答は大阪市ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

・質問受付期間 令和8年3月11日（水曜日）午後5時まで

・電子メール送信先 <mailto:ua0039@city.osaka.lg.jp> 中央図書館総務担当

・メール件名 「大阪市立図書館広告募集にかかる質問」

質疑書への回答は、令和8年3月16日（月曜日）午後5時までに大阪市ホームページに掲載します。

質問がない場合は掲載しません。

8 設置予定事業者の決定方法・決定通知

提案内容を審査のうえ、本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった価格をもって広告料とし、設置予定事業者決定します。審査結果については、令和8年3月24日（火曜日）付けで全応募者に通知する予定です。

9 広告掲出・使用許可の手続き

(1) 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定された期日までに大阪市立図書館広告掲出許可申請書により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市立図書館広告掲出申込書に記載された名義で行います。

(2) 広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。

(3) 掲出する広告内容が分かるものを中央図書館総務担当に提出していただき、事前に承認を得てください。

10 設置予定事業者の決定取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。

(3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

11 その他

(1) 当初申請時の広告内容から変更がある場合は、広告掲載の2週間前までに中央図書館総務担当と事前に協議すること。

- (2) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は、設置事業者の負担としていただきます。広告媒体等の搬入出をする際は、図書館利用者等の妨げにならないよう十分注意することとし、日程等については事前に中央図書館総務担当と調整を行います。広告掲出期間満了時は速やかに原状回復するものとし、期間途中で許可の取消し等があった場合も同様とします。
- (3) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (4) 設置場所については、協議の上変更することがあります。